

県民運動に関する条例項目の比較

条例名	ようこそようこそ鳥取県観光振興条例	健康づくり推進条例（兵庫県）	「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（仮称）
前文	前文	前文	前文	前文
総則	第1章 総則 ・目的 ・基本理念	第1章 総則 ・健康づくり ・県民の責務	第一章 総則 ・目的 ・県の責務 ・県民の責務 ・事業者の責務 ・減らそう犯罪の日	第1章 総則 ・目的 ・定義 ・基本方針 ・県民の責務 ・自主防災組織等の責務 ・事業者等の責務 ・県の責務 ・市町との連携
役割、責務	第2章 観光振興に関する役割等 ・県民の役割 ・観光事業者の役割 ・観光関係団体の役割 ・市町村の役割 ・県の責務等	健康づくり関係者の責務 ・事業者の責務 ・市町村の役割 ・県の責務 ・連携及び協働		
推進方法	第3章 ようこそようこそ鳥取県運動の推進 ・県民運動の推進 ・取組指針の策定等 ・協議会の設置	第2章 健康づくりの推進に関する施策 ○第1節 基本計画等 ・基本計画 ・実施計画	第二章 推進体制 ・推進体制の整備 ・地域安全推進指導員等の委嘱等	第2章 行動計画及び推進体制 ・行動計画 ・推進体制
推進内容	第4章 ようこそようこそ鳥取県運動の取組 ・地域の観光資源の認知等 ・観光資源等の充実 ・コンベンション等誘致 ・環境の整備等 ・もてなしの向上等 ・観光情報の発信 ・外国人誘客 ・人材の育成 ・広域連携 ・その他必要な取組	生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策 ・生活習慣病等の健康づくりの推進に関する事業の支援 ・歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策 ・歯及び口腔の健康づくりの推進に関する事業の支援 ・心の健康づくりの推進に関する施策 ・心の健康づくりの推進に関する事業の支援 ○第2節 生活習慣病等の健康づくり ○第3節 歯及び口腔の健康づくり ○第4節 心の健康づくり ○第5節 健康づくり推進員等 ・健康づくり推進員 ・健康づくり推進期間 ・情報提供等 ・調査 ・資質の向上 ・表彰等 ・財政上の措置 第3章 健康づくり審議会	第三章 地域における犯罪防止活動等への支援 ・地域における自主的な犯罪防止活動への支援 ・学生等による自主的な犯罪防止活動への支援 ・犯罪発生情報等の提供 第四章 子どもの安全確保 ・子どもの安全確保 ・指針の策定 ・安全教育の充実 ・学校等における安全の確保 ・通学路等における安全の確保 第五章 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等 ・犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及 ・指針の策定 ・犯罪の防止に配慮した駐車場又は駐輪場の設置等 ・空地又は空家における犯罪防止の措置 第六章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等 ・犯罪の防止に配慮した住宅の普及 ・指針の策定 ・犯罪の防止に配慮した住宅の建築 第七章 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等 ・犯罪の防止に配慮した自動車等の普及 ・犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等 ・犯罪の防止に配慮した錠前の普及	第3章 災害から命を守る行動・普段から備える行動 ・災害から命を守る行動 （災害の危険性を知る、災害発生をいち早く察知する、判断して適切に行動する） ・普段から備える行動 （災害を学ぶ、災害に備える）
附則等	附則 ・施行期日	附則 ・施行期日 ・附属機関設置条例の一部改正 ・委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	第八章 雑則 ・指針の策定手続等 附則 ・施行期日	附則 ・施行期日